

第1章 津波避難計画の目的等

1 津波避難計画の目的

八戸市は、太平洋に面しているため、1960年のチリ地震津波や1968年の十勝沖地震津波が発生しており、これまで避難場所や防災行政無線の整備など、ハード面の津波対策が進められてきた。

しかし、予測を超える大きな津波が発生することや、沿岸の土地利用の変化及び観光の進展に伴い、過去とは様相を異にする津波被害の発生が予想されるため、施設面の整備だけでは万全な対策が図られるものではない。

津波対策においては、「強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な水象を知ったとき及び津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難する。」という津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切である。

そこで、ソフト面の津波対策を充実させるため、津波避難対象地域、避難場所及び避難路の指定、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や指示の発令等の計画を定めるものである。

2 津波避難計画の範囲

この津波避難計画は、津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から数十時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うためのものである。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、地域防災計画に定めるところによる。

